

医療法人の手引き

【運 営 編】

平成 2 2 年 6 月

山形県健康福祉部地域医療対策課

[目 次]

第1章	第5次医療法改正の概要	1
第2章	医療法人設立認可後の手続	5
第3章	医療法人の管理運営の手続	8
第4章	定款（寄附行為）変更手続	18
第5章	解散手続	20
第6章	その他	23
第7章	医療法人運営関係様式集	26

<参考資料>

医療法人の附帯業務の範囲

医療法人運営管理指導要綱

第1章 第5次医療法改正の概要

1 医療法改正

平成18年6月21日法律第84号をもって公布された良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）のうち、医療法人に関する規定については、平成19年4月1日から施行されました。

2 改正の内容

(1) 医療法人の業務内容の拡大

医療法人が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設を管理する業務が、本来業務として明確に規定されました。

ただし、指定管理者として公の施設の管理のみをする医療法人を設立することは、法第39条の趣旨に違反するため、認められません。

また、医療法人の附帯業務の範囲が、下記のように拡大されました。

ア 社会医療法人（下記の（2）参照）の場合、第1種社会福祉事業のうち、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、救護施設、厚生施設及び軽費老人ホーム（A型、B型）を除くものの実施が可能になりました。

イ その他の医療法人（社会医療法人を含む。）の場合、第2種社会福祉事業のうち、児童家庭支援センターを除くもの及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する有料老人ホームの実施が可能になりました。

さらに、平成19年5月30日より、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第15条第3号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅の設置及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第3条第6号に規定する高齢者専用賃貸住宅の設置が、医療法人の附帯業務として新たに追加されました。

【医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条】

なお、附帯業務を含む医療法人の業務の範囲の詳細については、巻末の参考資料「医療法人の業務の範囲」を御覧ください。

(2) 社会医療法人制度の創設

へき地医療や小児救急医療など地域で特に必要な医療の提供を担う医療法人が新たに社会医療法人として位置付けられました。社会医療法人は、一定の要件を満たし、都道府県知事の認定を受ける必要がありますが、開設する医療施設の業務に支障のない限り、その収益を医療施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣の定める収益業務を行うことができます。ただし、収益業務に関する会計は、医業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません。【法第42条の2】

また、社会医療法人は、社会医療法人債の発行による資金調達が認められることになりました。【法第54条の2から第54条の8】

(3) 残余財産の帰属すべき者

残余財産の帰属すべき者が、国、地方公共団体、公的医療機関の開設者、財団医療法人、社団医療法人で持分のないもの、都道府県医師会又は郡市区医師会であって病院等を開設するもの又は病院等を開設する予定であるものとされました。

【法第44条第5項】

また、法改正に伴い、施行日以降に新たに医療法人の設立認可の申請を行う場合、設立後の医療法人は、財団医療法人又は社団医療法人で持分のないものに限られることとなりました。

なお、既存の社団医療法人で持分の定めのあるものについては、当分の間は、「経過措置型医療法人」と位置づけられ、法第44条第5項の規定は適用されず、旧医療法第56条の規定がなお効力を有するとされています。【改正法附則第10条第2項】

ただし、残余財産の帰属すべき者に関する規定について定款又は寄附行為の変更認可申請を行い認可を受けた医療法人は、その後経過措置型医療法人へ後戻りすることはできません。

(4) 医療法人の管理体制の見直し

理事若しくは監事又は社員総会若しくは評議員会の各機能が明確に規定され、役員の任期は2年を超えることができないものとされました。ただし、再任を妨げません。

【法第46条の2から第49条の4】

医療法人が毎会計年度終了後に作成する書類として、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事の監査報告書とし、これらの書類の知事への届出及び閲覧に関する規定が整備されました。【法第51条から第52条】

(5) 医療法人の資産要件の見直し

医療法人の資産要件として定められてきた自己資本比率に関する要件を廃止することとし、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、開設する病院、診療所又は介護老人保健施設に必要な施設、設備又は資金を有しなければならないものとされました。【医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第30条の34】

(6) 基金制度の利用

医療法人の非営利性の徹底に伴い、持分の定めのない社団医療法人の活動の原資となる資金の調達手段として、定款の定めるところにより基金の制度を採用することができることとなりました。【規則第30条の37、38】

ただし、社会医療法人及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項に規定する特定の医療法人（特定医療法人）は、基金制度を採用することはできません。

(7) 経過措置

ア 定款（寄附行為）の変更

既存の全ての医療法人は、施行日（平成19年4月1日）から1年以内（平成20年3月31日まで）に、必要となる定款（寄附行為）の変更認可申請をしなければなりません。【改正法附則第9条】

イ 残余財産

既存の医療法人については、法第44条第5項の規定は適用されません。

【改正法附則第10条】

ウ 役員任期

施行日に役員である者の任期は、施行日におけるその者の役員としての残任期間と同一の期間とされます。【改正法附則第11条】

エ 会計年度終了後に作成する書類（決算書類）

新法の規定は、施行日以降に始まる会計年度に係る決算書類から適用され、施行日以前に始まる会計年度に係る決算書類については、従来どおりの手続になります。

【改正法附則第12条】

【参照通知】

平成19年3月30日付け厚生労働省医政局長通知「医療法人制度について」（医政発第0330049号）

平成19年3月30日付け厚生労働省医政局長通知「医療法人の附帯業務について」

（医政発第0330053号）

平成19年3月30日付け厚生労働省医政局長通知「医療法人の基金について」

（医政発第0330051号）

平成19年3月30日付け厚生労働省医政局指導課長通知「医療法人における事業報告書等の様式について」（医政発第0530011号）

平成19年5月30日付け厚生労働省医政局長通知「医療法人の附帯業務の拡大について」

（医政発第0530011号）

平成19年12月14日付け厚生労働省医政局長通知「医療法人の附帯業務の拡大について」

（医政発第1214001号）

第2章 医療法人設立認可後の手続

山形県知事（以下「知事」という。）から医療法人の設立認可書を受領した後は、次に示す法上の事務手続を行ってください。

なお、医療法人に係る各種申請書・届出書の提出先は、全て主たる事務所所在地の保健所となります。

1 医療法人設立登記

(1) 設立登記の手続

ア 医療法人は設立認可を受けた後、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立します。【法第46条】

イ 医療法人の登記に関する手続は、組合等登記令（昭和39年政令第29号）により、規定されています。

ウ 設立時の登記事項及び登記例は次のとおりです。

	登記事項	登記例	備考
1	目的及び業務	病院（診療所又は介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とし、次の病院（診療所又は介護老人保健施設）を開設する。 医療法人〇〇会〇〇病院（診療所・介護老人保健施設） 山形県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
2	名称	医療法人〇〇会	
3	事務所の所在場所	山形県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
4	代表権を有する者（理事長）の氏名、住所及び資格	山形県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 理事長 〇〇 〇〇	
5	存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由		法定の解散事由は登記する必要はありません。
6	資産の総額	金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也	貸借対照表の純資産の額とします。

エ 医療法人の設立の登記は、設立認可書を受領した日から2週間以内に、主たる事務所の所在地の登記所で登記しなければなりません。

(2) 設立登記届の提出

ア 登記を済ませたら、法人の登記事項証明書を添付のうえ「医療法人登記完了届」を知事あてに2部（正1部・副1部）提出してください。

【医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「法施行令」という。）第5条の12】

イ 抛出（出資）又は寄附を受けて法人の資産となった土地及び建物については、所有権移転登記を行ってください。

2 病院、診療所又は介護老人保健施設の開設

（1）開設手続

設立の登記が完了したことにより、医療法人が成立することとなります。

医療法人成立後、定款（寄附行為）に定める病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「病院等」という。）の開設の手続を行ってください。

設立後1年以内に正当な理由がないのに病院等を開設しないときは、設立の認可を取り消すことがありますので注意してください。【法第65条】

（2）病院・診療所の開設の手順及び申請書類

開設の具体的な手順及び申請書類は次のとおりです。

ア 設立登記後、定款（寄附行為）に定める病院等の開設許可申請を行ってください。

【法第7条第1項】

イ 医療法人の設立に伴って診療所の開設者を医師・歯科医師から医療法人に変更したときであっても、病床を持つ診療所である場合は、併せて病床の設置許可申請を行っていただく必要があります。【法第7条第3項】

ウ アによる開設許可を受けた後、当該病院等の使用開始予定時期を考慮した上で使用許可申請を行ってください。【法第27条】

（病床を有しない診療所の場合は、この申請は不要です。）

エ ウの許可を受け開設後10日以内に開設届を提出してください。

病床を有しない診療所については、（ア）による開設許可を受けて開設後10日以内に、開設届を提出してください。【法施行令第4条の2第1項】

なお、個人開設等から医療法人開設に切り替えた場合は、従来の開設者名で廃止届を上記開設届と同時に提出してください。【法第9条第1項】

（開設年月日は、廃止年月日の翌日としてください。）

(参考) 申請書等一覧

申 請 書	提出先	許可(受理)権者	部数		様式番号
			正	副	
病院（診療所）開設許可申請書	保健所	知 事 保 健 所 長	1	1	様式第1号
診療所病床設置許可申請書	保健所	知 事	1	1	様式第1号の2
病院（診療所）使用許可申請書	保健所	知 事 保 健 所 長	1	-	様式第17号
病院（診療所、助産所）開設届	〃	〃	1	1	様式第4号
病院（診療所、助産所）廃止届	〃	〃	1	1	様式第9号

(注) 様式番号は、医療法施行細則（昭和41年山形県規則第73号）に規定されている番号です。また、許可権者に知事と保健所長が併記されているものについては、病院の場合は知事が、診療所の場合は保健所長が許可権者となります。

3 その他の手続

医療法人化により、保険医療機関の指定申請等東北厚生局への手続のほか、税務署、県総合支庁税務課、市町村、労働基準監督署等の諸官庁への手続も必要です。

そのほか、銀行口座の変更、電気、水道、ガス、電話等の名義変更や、拠出（出資）又は寄附を受けて法人の資産となったものの名義の書換え手続も必要となります。

また、医療法人の常勤役員、従業員等そこで働く方はもちろん、理事長も法人に使用される者として健康保険、厚生年金保険に加入することが義務付けられているため、加入の手続が必要になります。

第3章 医療法人の管理運営の手續

1 会 議

(1) 会議の種類

ア 社団医療法人には、医療法人の定款の規定に基づき、会議として社員総会と理事会の2つが設置されており、社員総会は、定時総会と臨時総会とに分けられます。

一般的には、定時総会は毎年2回開催されることとなります。

社員総会の議決事項、手續については、定款の規定に従って行ってください。

イ 財団医療法人の会議には、医療法人の寄附行為の規定に基づき、理事会と評議員会との2つがあります。開催の手續、議決事項については、寄附行為の規定に従って行ってください。

なお、法の改正に伴い、財団医療法人には必ず評議員会を置くことになりました。

【法第49条から第49条の3】

(2) 社員総会（財団医療法人の場合は理事会）の運営方法

ア 社員総会は、法人の最高意思決定機関であり、少なくとも年1回定款（寄附行為）の規定により、定期的で開催しなければなりません。【法第48条の3第2項】

また、このほか定款の定めるところにより、議決すべき議題がある場合は、その都度、臨時総会を開催することとなります。

イ 社員総会の議長は、社員総会において選任します。【法第48条の3第4項】

ウ 議決を要する事項は、定款の規定に従うこととなりますが、例示すれば次のとおりです。

（例：会計年度が4月1日～3月31日で、3月と5月に定時総会を開催する場合）

社員総会の 開催時期	内 容
3 月	・ 翌年度の事業計画の決定及び予算の決定 ・ 翌年度の借入金限度額の決定 ・ 次期役員の変更（任期満了の年のみ）
5 月	・ 前年度決算の決定 ・ 剰余（損失）金の処理

随 時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員の入社及び除名の決定 ・ 社員の入退社に伴う出資持分の変更及び払戻し（ただし、社員の身分を持したままでの払戻しはできません。） ・ 定款の変更 ・ 基本財産の設定又は処分（担保提供を含む。） ・ 抛出（出資）又は寄附申込の承認 ・ 事業計画及び予算の変更 ・ 役員の変更（理事・監事に欠員の生じたとき及び増員）
-----	---

エ 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から請求があった場合は、その日から20日以内に臨時社員総会を開催しなければなりません。【法第48条の3第5項】

オ 会議の招集手続は、定款の規定に従って行ってください。

通常、期日の少なくとも5日前までに、会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知することとなっています。

カ 社員総会の議事は、定款の規定に従って行ってください。

議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決することとなります。また、議長は、社員として議決に加わることはできません。

【法48条の3第10項、第11項】

なお、定款にもよりますが、定款の変更、社員の除名及び解散の議決は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する、と規定されている場合は、それに従ってください。【旧モデル定款】

また、新モデル定款では、解散については、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、決議することができない、とされています。

キ 社員は、社員総会において、1個の議決権及び選挙権を有しています。出資の有無、大小にかかわらず注意してください。【法第48条の4】

ク 会議の議決事項につき、特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できません。

(3) 評議員会の運営方法（財団医療法人の場合のみ）

ア 評議員会は理事長が招集しますが、議長は評議員の互選によって定めます。

【法第49条第3項】

イ 会議の招集手続は寄附行為の規定に従って行うこととなりますが、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、会議を招集しなければなりません。

【法第49条第5項】

ウ 総評議員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができません。また、議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによります。【法第49条第6項、第7項】

エ 評議員は、評議員会において、1個の議決権及び選挙権を有していることや、会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できないこと等は、社員総会の場合と同様です。【法第48条の4】

オ あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項は例示すれば次のとおりです。

- (ア) 寄附行為の変更
- (イ) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (ウ) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (エ) 収支予算及び決算の決定
- (オ) 剰余金又は損失金の処理
- (カ) 借入金額の最高限度の決定
- (キ) 本財団の解散
- (ク) 他の医療法人との合併契約の締結
- (ケ) その他重要な事項

上記の事項は、寄附行為に規定をおくことによって、評議員会の議決を要するものとすることができます。【法第49条の2】

(4) 議事録の作成

会議が終了したら必ず議事録原本を作成し、大切に保存しておいてください。

議事録記載事項を例示すると次のとおりです。

- ア 日時、場所及び出席者名
- イ 議長の定足数確認、開始宣言及びその時刻
- ウ 報告事項
- エ 議 題

項目ごとに提案し、発言、討議及び決議の内容の要旨を記載

オ 議長の終了宣言及びその時刻

カ 出席社員全員の記名・押印

社団医療法人の場合の理事会、財団医療法人の場合の評議員会の運営もこれに準じますが、医療法人において、別に細則を設けている場合はそれに従ってください。

2 役員

(1) 役員の種類及び人数

医療法人には、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。ただし、医師又は歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を1か所のみ開設する医療法人に限り、知事の認可を受けて、1人又は2人の理事を置くことができます。この場合でも、可能な限り、2人の理事を置いていただきます。【法第46条の2】

(2) 役員要件

成年被後見人又は被保佐人など、法第46条の2第2項に該当する者は、医療法人の役員になることはできません。また、役員は、自然人に限られます。

また、医療法人と関係のある営利法人の役員が医療法人の役員に就任することは、非営利性という観点から適当ではありません。

第46条の2 医療法人には、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければならない。ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、1人又は2人の理事を置くをもって足りる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、医療法人の役員となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 この法律、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

三 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 役員任期

役員任期は2年を超えることはできません。ただし、再任を妨げません。

【法第46条の2第3項】

(4) 理 事

ア 理事は、医療法人の常務を処理しなければなりません。

イ 理事には、医療法人が開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者を入れなければなりません。ただし、多数の病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人で、離島など法人の主たる事務所から遠隔地にある病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者については、知事の認可を受けた場合、理事に加えないことができます。

管理者たる理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うこととなります。

【法第47条】

ウ 管理者を変更する場合は、原則として、理事の交代となりますので、社員総会（財団医療法人の場合は評議員会）で選出することとなります。選任後は、「医療法人役員変更届」を知事あてに2部（正1部・副1部）届け出なければなりません。

【法施行令第5条の13】

この届出のほか、病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者変更の手続も必要となります。

エ 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内にこれを補充しなければなりません。【法第48条の2】

(5) 理 事 長

ア 理事のうち1人は理事長とし、定款又は寄附行為の定めにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出することとなります。【法第46条の3】

イ 理事長は医療法人を代表し、その業務を総理します。【法第46条の4】

なお、理事長を医師又は歯科医師とした趣旨は、医師又は歯科医師でない者の実質的な支配下にある医療法人において、医学的知識の欠落に起因した問題が引き起こされるような事態を未然に防止しようとするものです。

ウ あらかじめ知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから、理事長を選出することができることとなっています。ただし、この認可を受けるには一定の要件が必要となりますので、事前に御相談ください。

【医療法第46条の3第1項ただし書】

(6) 常務理事

常務理事は、理事長を補佐して医療法人の常務を処理し、理事長に事故があるときはその職務を行うものです。

常務理事は、法的根拠がある役職ではないですが、定款（寄附行為）に定めることによって置くことは可能です。

(7) 監事

ア 監事は、理事又は医療法人の職員（当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはいけません。【法第48条】

監事の職務は、法第46条の4第7項に規定されています。

イ 監事の選任に当たっては、監事としての職務を適正に行うことができる方を選んでください。また、他の役員等と親族等の特殊の関係にある者（配偶者、両親、子供等）は好ましくありません。【医療法人運営管理指導要綱】

第46条の4

7 監事の職務は、次のとおりとする。

一 医療法人の業務を監査すること。

二 医療法人の財産の状況を監査すること。

三 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。

四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを都道府県知事又は社員総会若しくは評議員会に報告すること。

五 社団たる医療法人の監事にあつては、前号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

六 財団たる医療法人の監事にあつては、前四号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

七 医療法人の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

(8) 役員の変更

ア 理事長、理事、（常務理事）、監事など定款（寄附行為）で定める役員は任期が定めら

れており、2年を超えることはできません。【法第46条の2第3項】

したがって、任期ごとに社員総会（財団医療法人の場合は評議員会）において改選を行わなければなりません。

この場合、社員総会で選ぶのは理事及び監事で、理事に選ばれた者は、理事会において理事長（及び常務理事）を互選します。

イ 前述のとおり、法第46条の2第2項に該当する者は、役員になることはできません。

3 評議員

ア 法改正に伴い、財団医療法人には必ず評議員会を置かなければならなくなりましたが、評議員会を組織する評議員の人数は、理事の定数を超えていなければなりません。

【法第49条】

イ 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱します。

（ア）医師、歯科医師、薬剤師、看護師及びその他の医療従事者

（イ）病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者

（ウ）医療を受ける者

（エ）その他

なお、評議員は役員を兼ねることはできません。【法第49条の4】

4 各種届等

（1）役員変更届

医療法人の役員を変更したときは、遅滞なく「役員変更届」を知事あてに2部（正1部・副1部）提出しなければなりません。提出する場合の添付書類は以下のとおりです。【法施行令第5条の13】

ア 役員に就任する場合（新任）

（ア）役員改選を行った社員総会（理事会）の議事録の写し（原本と相違ない旨の理事長の証明があること。）

（イ）新たに就任した役員の就任承諾書及び履歴書

（ウ）理事長が変更になる場合は、医師（歯科医師）免許証の写し

イ 任期途中で辞任する場合

（ア）辞任届

ウ 任期満了で重任した場合

(ア) 役員改選を行った社員総会（理事会）の議事録の写し（原本と相違ない旨の理事長の証明があること。）

エ その他、死亡等にかかる変更についての添付書類は不要です。

(2) 決算届

医療法人は、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、理事は事業報告書等を監事に提出しなければなりません。【法第51条】

監事は、事業報告書等を監査し、監査報告書を作成して会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出します。【法第46条の4第7項】

その後、医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、「医療法人決算届」により、事業報告書等及び監事の監査報告書を知事あてに3部（正1部・副2部）届け出なければなりません。【法第52条】

《決算を届ける場合の提出書類》

ア 医療法人決算届

イ 添付書類

(ア) 事業報告書

(イ) 財産目録

(ウ) 貸借対照表

(エ) 損益計算書

(オ) 監事の監査報告書

(3) 書類の整備・閲覧

(2) イの(ア)から(オ)までの書類及び定款（寄附行為）は、医療法人の各事務所に備えておき、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧に供しなければなりません。【法第51条の2】

また、都道府県は、同書類について閲覧請求があった場合は、閲覧に供しなければならないこととされています。これに関しては、請求権者は法に規定されておらず、全ての方が対象となっています。【法第52条第2項】

なお、閲覧に供する書類は、平成19年4月1日以降に開始される会計年度にかかる事業報告書等から対象となり、直近3年分となります。【規則第33条の2第2項】

(4) 登記完了届

医療法人は、設立認可後、設立の登記をしなければなりません。その後、登記事項に変更があった場合や解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の結了の場合にも、登記を行わなければなりません。【法施行令第5条の12】

ア 変更登記

医療法人が通常行う変更登記には、次のようなものがあります。

(ア) 毎年必ず登記するもの

資産総額の変更登記

(毎年度決算終了後、貸借対照表に記載された純資産の額を登記します。)

(イ) その都度登記するもの

① 理事長の変更

住所変更・改姓名を含みます。また、任期満了で改選し、再び理事長に就任した場合も登記が必要です。

② 定款（寄附行為）変更認可を受けた登記事項の変更

例：名称の変更

新たな病院、診療所の開設

③ 事務所所在地の変更

ただし、他道府県への変更は事前に御相談ください。

イ 登記の時期

(ア) 登記事項の変更の場合（下記の（イ）の場合を除く。）

変更後2週間以内

(イ) 資産総額の変更の場合

事業年度終了後2月以内

前述の登記をしたときは、「医療法人登記完了届」を知事あてに2部（正1部・副1部）届け出なければなりません。

(4) その他の届出及び申請

定款（寄附行為）を変更する場合は、知事の認可（知事に届出）を受けなければ、変更することができません。（詳細は第4章に記載）

5 法人運営上の留意点

(1) 基本的事項

ア 法人の行う行為は、すべて定款（寄附行為）、法令又は社員総会等の決定に拘束され、理事長といえども独断で処理することはできません。

日常の業務、金銭出納等については、社員総会等の委任を受けているものと見なすことができますが、一定の規模を超える新たな義務の負担（借入金・改修工事・高価な物品の購入で予算に計上されていないもの）などは必ず意思決定機関である社員総会（財団医療法人の場合は理事会）の議決を経なければなりません。

イ 理事は、法人の資産の管理・経理において、私生活のそれと混同することは禁じられています。また、資金の一時融通のため、理事等が法人に貸付を行うことは好ましくありません。

（２）特別代理人の選任

法人と理事長との利益が相反する事項（例 法人と理事長間で建物の売買契約（賃貸借契約）を行う場合等）については、理事長は代表権を有せず、特別代理人を別途選任して医療法人を代表させることとなりますので、特に注意しなければなりません。

【法第４６条の４】

この場合、決議を行った社員総会（理事会）議事録の写し等を添付し、「特別代理人選任申請書」を知事あてに３部（正１部・副２部）提出して、特別代理人選任の申請を行ってください。

（３）業務の範囲

法人は定款（寄附行為）又は法令の規定する業務以外の業務は、収益を伴わないものであっても一切行ってはなりません。ただし、社会医療法人については、厚生労働省告示で定める範囲で収益業務を行うことができます。【法第４２条、法第４２条の２】

（４）剰余金配当の禁止

医療法人は、拠出（出資）又は寄附に対し配当を行うことは禁止されており、事実上、配当と見なされるような行為も厳に慎むべきです。決算後生ずる利益剰余金は、積立金とし、施設改善、従業員の待遇改善等に振り向けるのが適当です。剰余金があるからといって、理事長や理事等に対して金銭の貸付等を行うことはできません。【法第５４条】

第4章 定款（寄附行為）変更手続

1 変更認可が必要な場合

医療法人の名称、病院、診療所又は介護老人保健施設の開設又は廃止、役員定数の変更（寄附行為）により、定款（寄附行為）の条文を変更する必要がある場合には、定款（寄附行為）の規定に基づき、社員総会（財団医療法人の場合は、理事会及び評議員会）の決議を経て、知事の認可を受けなければなりません。【法第50条第1項】

2 申請手続

申請の際の提出書類は次のとおりですが、詳細については事前に御相談ください。

提出部数は3部（正1部・副2部）です。

《定款（寄附行為）変更認可申請を行う場合の提出書類》

(1) 医療法人定款（寄附行為）変更認可申請書

(2) 添付書類

ア 定款（寄附行為）の新旧対照表及びその事由を記載した書類

イ 定款（寄附行為）に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類（変更することを決議した社員総会等の議事録の写し（原本と相違ない旨の理事長の証明があること。))

ウ 定款（寄附行為）変更が、当該医療法人が新たに病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときはア及びイの書類のほか次の書類

(ア) 病院、診療所又は介護老人保健施設等の診療科目、従業員定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類及び図面

※ 添付する図面についての注意

① 病院周辺の概略図 ————— 最寄りの駅、主要道路及び目標も記入すること。

② 敷地図 ————— 地積図であることが望ましい。抛出（出資）と借地がある場合は朱線等で明確に区分すること。

③ 建物平面図 ————— 構造、出入口、用途等が分かるものであること。縮尺は任意であるが、50分の1～100分の1程度が望ましい。抛出（出資）と借地とがある場合は朱線等で明確に区分すること。

(イ) 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設等の管理者となるべき者の氏名を記載した書面及び免許証の写し

(ウ) 定款（寄附行為）変更後２年間の事業計画及びこれに伴う予算書

エ 定款（寄附行為）の変更が、当該医療法人が法第４２条各号に掲げる業務（附帯業務）を行う場合に係るものであるときは、ア及びイの書類のほか次の書類

(ア) 定款（寄附行為）変更後２年間の事業計画及びこれに伴う予算書

(イ) 当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類

オ 新たに基金の拠出（出資）又は寄附を受けるときは、その契約書又は申込書の写し（不動産の場合は、登記事項証明書及び不動産鑑定評価書を添付すること。）

カ 土地、建物等を賃借する場合は、その契約書の写し及び登記事項証明書

キ 変更前の定款（寄附行為）及び変更後の定款（寄附行為）案全文（変更前の定款（寄附行為）にあつては、原本と相違ない旨の理事長の証明があること。）

※ その他、変更の内容により、添付書類が異なりますので、詳細については事前に御相談ください。

3 変更の届出

医療法人の事務所のみを移転するなどにより変更する場合又は公告の方法を変更する場合は、認可申請ではなく変更の届出が必要になります。【法第５０条第３項】

《定款（寄附行為）変更届を行う場合の提出書類》

(1) 医療法人定款（寄附行為）変更届

(2) 添付書類

ア 定款（寄附行為）の新旧対照表

イ 定款（寄附行為）に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類（変更することを決議した社員総会等の議事録の写し（原本と相違ない旨の理事長の証明があること。））

ウ 変更前の定款（寄附行為）及び変更後の定款（寄附行為）案全文（変更前の定款（寄附行為）にあつては、原本と相違ない旨の理事長の証明があること。）

第5章 解散手続

1 医療法人の解散

医療法人は、下記の事由によって解散することができます。

- (1) 定款（寄附行為）をもって定めた解散事由の発生
- (2) 目的たる業務の成功の不能
- (3) 社員総会の決議（社団のみ）
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 社員の欠亡（社団のみ）
- (6) 破産手続開始の決定
- (7) 設立認可の取消し

このうち、(2) 及び (3) の事由により解散する場合には、医療審議会の意見を聴いた後、知事の認可を受けなければ、その効力は生じません。【法第55条】

手続等、詳細については事前に御相談ください。

2 解散認可申請手続

申請の際の提出書類は次のとおりですが、詳細については申請前に御相談ください。

提出部数は、3部（正1部・副2部）です。

《医療法人解散認可申請を行う場合の提出書類》

(1) 医療法人解散認可申請書

(2) 添付書類

ア 解散の理由書（解散するに至った経緯、理由を具体的かつ詳細に記載すること。）

イ 定款等に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類（解散することを決議した社員総会（理事会・評議員会）の議事録）

ウ 財産目録及び貸借対照表

エ 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

3 解散認可後の手続

認可後には次の手続が必要です。

(1) 解散登記

医療法人が解散した場合には、主たる事務所の所在地において2週間以内に解散の登記をしなければなりません。また、解散登記をしたときは、「医療法人登記完了届」により、知事あてに2部（正1部・副1部）届け出なければなりません。

(2) 清算人就任登記

法人の解散後、清算人により財務関係の清算手続きを行うことになります。清算人は、定款等に特に定めがある場合、又は社員総会において特に選任する場合以外は、原則として理事が清算人になります。【法第56条の3】

清算人が就任又は変更したときは、清算人就任の登記をして、「医療法人の清算人就任届」により知事あてに2部（正1部・副1部）届けなければなりません。

《清算人の就職を届ける場合の提出書類》

ア 医療法人の清算人就職届

イ 添付書類

(ア) 清算人の履歴書

(イ) 登記事項証明書

(3) 官報に掲載して公告（2か月以内に3回以上）

(4) 清算終了登記

清算が終了したときは、清算人は、清算終了の登記をし、かつ、登記事項証明書を添付して「医療法人清算終了届」により、知事あてに2部（正1部・副1部）届け出なければなりません。

4 解散届の手續

医療法人が、定款（寄附行為）をもって定めた解散事由の発生又は社員の欠亡によって解散したときは、「医療法人解散届」を知事あてに届け出ることになります。

《解散を届ける場合の提出書類》

(1) 医療法人解散届

(2) 添付書類

ア 定款（寄附行為）に定める手續を経たことを証する書類（解散することを決議した社員総会（理事会・評議員会）の議事録）

イ 財産目録及び貸借対照表

ウ 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

なお、上記提出書類の内容確認のための必要書類として、添付書類以外の書類を提出していただく場合があります。

また、資産合計よりも負債合計のほうが大きい、いわゆる債務超過の状態になっている医療法人は、法第55条の規定もありますので、必ず事前に御相談ください。

第6章 その他

1 医療法人に対する指導監督

(1) 報告及び検査

医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認められるときは、当該医療法人に対し報告を求め、又はその事務所に立入り、検査をすることがあります。【法第63条】

(2) 法令等の違反に対する措置

医療法人の業務若しくは会計が法令に基づく知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることがあります。

医療法人が、この命令に従わないときは、知事は、当該医療法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたり、役員解任を勧告したりすることがあります。

【法第64条】

(3) 設立認可の取消し

医療法人が、成立した後又はすべての病院、診療所及び介護老人保健施設を休止若しくは廃止した後、1年以内に正当の理由がないのに病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しないとき、又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことがあります。

【法第65条】

また、医療法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく知事の命令に違反した場合において、他の方法により監督の目的を達することができないときは、設立の認可を取り消すことがあります。【第66条】

(4) 罰 則

医療法人の医療法違反に関しては罰則の適用があります。

【法第71条の7から第77条】

2 合 併

社団医療法人は、総社員の同意があるときは、他の社団医療法人と合併することができます。【法第57条第1項】

また、財団医療法人は、寄附行為に合併することができる旨の規定がある場合において、原則、理事の3分の2以上の同意がある場合、他の財団医療法人と合併することができます。

【法第57条第2項・第3項】

合併は、医療審議会の意見を聴いた後、知事の認可を受けなければ、その効力は生じません。【法第57条第4項・第5項】

手続等、詳細については、申請前に御相談ください。

3 複数の都道府県で病院等を開設する医療法人

複数の都道府県で病院等を開設する医療法人については、都道府県知事の認可ではなく、地方厚生局長の認可を受けなければなりません。【法第68条の2】

定款変更等の認可申請、各種届出は、主たる事務所の所在地の都道府県（提出先は保健所）を経由して、地方厚生局長に対して行います。

（注）各種申請書・届出書の提出部数は、知事認可の場合より、1部多くなります。

4 特定医療法人、特別医療法人及び出資額限度法人

（1）特定医療法人

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2の規定により、国税庁長官の承認を得て法人税の軽減税率が適用される医療法人を、特定医療法人といいます。

（2）特別医療法人

開設する医療施設の業務に支障のない範囲でその収益を医療施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣の定める収益事業を行うことができる医療法人を、特別医療法人といいます。

なお、法改正により、平成19年4月1日以降は新たに特別医療法人になることはできません。

（3）出資額限度法人

出資持分の定めのある社団医療法人であって、その定款において、社員の退社時における出資持分返還請求権や医療法人の解散時における残余財産分配請求権の法人の財産に及ぶ範囲について、払込出資額を限度とすることを明らかにしている医療法人を、出資額限度法人といいます。

既存の出資額限度法人については、平成19年4月1日以降は、いわゆる「経過措置型医療法人」に位置付けられることとなります。

(4) 経過措置型医療法人

平成19年4月1日以前に設立された医療法人又はそれ以前に設立認可申請をし、平成19年4月1日以後に設立認可を受けた医療法人で、持分の定めのある医療法人社団を、経過措置型医療法人といいます。

5 附帯業務

医療法人は、その開設している病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のない限り、法第42条に定める業務を行うことができます。ただし、これらの業務を行う場合は必ず定款（寄附行為）に定めておかなければなりません。【法第42条】

なお、附帯業務を含む医療法人の業務の範囲の詳細については、巻末の「医療法人の業務の範囲」を参照の上、手続等の詳細については事前に御相談ください。

医療法人運営関係
様式集

[目 次]

1 様 式

医療法人の理事数の定員特例認可申請書（様式第28号）	1
医師又は歯科医師でない理事を医療法人の理事長とする認可申請書（様式第29号）	2
管理者の一部を理事に加えない認可申請書（様式第30号）	3
医療法人定款（寄附行為）変更認可申請書（様式第31号）	4
医療法人定款（寄附行為）変更届（様式第31号の2）	5
医療法人決算届（様式第32号）	6
医療法人解散認可申請書（様式第33号）	7
医療法人解散届（様式第34号）	8
残余財産処分認可申請書（様式第35号）	9
医療法人合併認可申請書（様式第36号（その1））	10
医療法人合併認可申請書（様式第36号（その2））	12
医療法人登記完了届（様式第37号）	14
役員変更届（様式第38号）	15
特別代理人選任申請書（様式第39条）	16
医療法人の清算人就職届（様式第40号）	17
医療法人の清算人結了届（様式第41号）	18

2 添付書類（例）

役員就任承諾書	19
履 歴 書	20
医療法人定款例	21
医療法人寄附行為例	30
新旧対照表	36
社員総会議事録記載例	37
新たに開設しようとする病院（診療所・介護老人保健施設）の概要	39
新たに開設しようとする疾病予防運動施設の概要	41
新たに開設しようとする疾病予防温泉利用施設の概要	42
変更後2年間の事業計画	43
変更後2年間の収支予算書	44
職員給与費内訳書	49

管理者就任承諾書	50
原本証明書	51
事業報告書（様式1）	52
財産目録（様式2）	55
貸借対照表	
病院又は介護老人保健施設を開設する新法の医療法人用（様式3-1）	56
病院又は介護老人保健施設を開設する経過措置型医療法人用（様式3-2）	57
診療所のみを開設する新法の医療法人用（様式3-3）	58
診療所のみを開設する経過措置型医療法人用（様式3-4）	59
損益計算書	
病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人用（様式4-1）	60
診療所のみを開設する医療法人用（様式4-2）	61
監事の監査報告書（様式5）	62

(※) 新法の医療法人とは、平成19年4月1日以降に設立認可申請を行い設立された医療法人又はそれ以前に設立された医療法人で、法第44条第5項に係る定款（寄附行為）の変更認可申請を行い、法第50条第1項の認可を受けた医療法人を指します。

経過措置型医療法人とは、平成19年4月1日以前に設立された法人又はそれ以前に設立認可申請をし、平成19年4月1日以降に設立された法人で、持分の定めのある医療法人を指します。

山形県知事 氏 名 殿

所在地
名称及び代表者氏名



医療法人の理事数の定員特例認可申請書

下記のとおり理事を1(2)人とするについて認可されるよう申請します。

記

1 開設する病院（診療所、介護老人保健施設）名称及び開設の場所

名 称	
開設の場所	

2 常時勤務する医師（歯科医師）の氏名

職 種	氏 名	職 種	氏 名

3 理事を1(2)人にする理由

--

山形県知事 氏 名 殿

所在地

名称及び代表者氏名

㊟

医師又は歯科医師でない理事を医療法人の理事長とする認可申請書

下記のとおり医師（歯科医師）でない理事を理事長とすることについて認可されるよう申請します。

記

1 理事長就任予定者の住所及び氏名

住 所	
氏 名	

2 理事長を医師（歯科医師）でない理事のうちから選出する理由

--

備考 理事長就任予定者の就任承諾書及び履歴書を添付すること。

山形県知事 氏 名 殿

所在地
名称及び代表者氏名



管理者の一部を医療法人の理事に加えない認可申請書

下記のとおり管理者の一部を理事に加えないことについて認可されるよう申請します。

記

1 理事に加えない管理者の住所及び氏名

住 所	
氏 名	

2 当該管理者の管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設の場所

名 称	
開設の場所	

3 当該管理者を理事に加えない理由

--

山形県知事 氏 名 殿

所在地

名称及び代表者氏名

㊟

医療法人定款（寄附行為）変更認可申請書

医療法人 〃 の定款（寄附行為）変更を認可されるよう申請します。

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 定款（寄附行為）の変更の内容（新旧対照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類
- (2) 定款（寄附行為）に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類
- (3) 定款（寄附行為）の変更が、当該医療法人が新たに病院、法第39条第1項に規定する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、(1)及び(2)の書類のほか次の書類
 - イ 開設しようとする病院、法第39条第1項に規定する診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類及び平面図
 - ロ 開設しようとする病院、法第39条第1項に規定する診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面及び免許証の写し（免許証を提示したときは省略することができる。）
 - ハ 定款（寄附行為）変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- (4) 定款（寄附行為）の変更が、当該医療法人が法第42条各号に掲げる業務を行う場合に係るものであるときは、(1)及び(2)の書類のほか次の書類
 - イ (3)のハの書類
 - ロ 法第42条第4号又は第5号に掲げる業務を行おうとする医療法人にあつては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類
- (5) 定款（寄附行為）の変更が、社会医療法人である医療法人が法第42条の2第1項の収益業務を行う場合に係るものであるときは、(1)及び(2)の書類のほか次の書類
 - イ (3)のハの書類
 - ロ 収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
- (6) 新たに基金の拠出又は寄附を受けるときは、その契約書又は申込書の写し（不動産の場合は、登記事項証明書及びその評価額証明を添付すること。）
- (7) 土地、建物等を賃借する場合は、その契約書の写し及び登記事項証明書

年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

所在地

名称及び代表者氏名

⑩

医療法人定款（寄附行為）変更届

下記のとおり定款（寄附行為）を変更したので届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更の理由

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 変更事項に係る新旧対照表
- (2) 定款（寄附行為）に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類

山形県知事 氏 名 殿

所在地

名称及び代表者氏名

⑩

医療法人解散認可申請書

医療法人 の解散を認可されるよう申請します。

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 解散の理由書
- (2) 定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類
- (3) 財産目録及び貸借対照表
- (4) 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

清算人 住 所
氏 名

⑩

医 療 法 人 解 散 届

下記のとおり医療法人が解散したから届け出ます。

記

1 名称及び主たる事務所の所在地

名 称	
主たる事務所の所在地	

2 解散の年月日 年 月 日

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 解散の理由書
- (2) 定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類
- (3) 財産目録及び貸借対照表
- (4) 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

様式第35号

年 月 日

山形県知事 殿

清算人 住 所
氏 名

⑩

残余財産処分認可申請書

下記のとおり残余財産を処分することを認可されるよう申請します。

記

1 名称及び主たる事務所の所在地

名 称	
主たる事務所の所在地	

2 残余財産及びその処分方法

残余財産	処 分 方 法

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 財産目録及び貸借対照表
- (2) 残余財産を他に帰属させるときは、相手方の同意書
- (3) 社団たる医療法人については、総社員の同意を経たことを証する書類

山形県知事 殿

所在地
 名称及び代表者氏名 ⑩
 所在地
 名称及び代表者氏名 ⑩

医療法人合併認可申請書

下記のとおり医療法人の合併を認可されるよう申請します。

記

1 合併後存続する医療法人の名称及び主たる事務所の所在地

名 称	
主たる事務所の所在地	電話 ()

2 合併後解散する医療法人の名称及び主たる事務所の所在地

名 称	
主たる事務所の所在地	電話 ()

備考

- 1 この様式により認可申請を行うのは、一の医療法人が存続し、他の医療法人が解散することとなる合併の場合である。
- 2 次の書類を添付すること。
 - (1) 合併しようとする理由書
 - (2) 法第57条第1項又は第3項の経手を経たことを証する書類

- (3) 合併契約書の写し
- (4) 合併前の各医療法人についての次の書類
 - イ 定款又は寄附行為
 - ロ 財産目録及び貸借対照表
- (5) 合併後存続する医療法人についての次の書類
 - イ 定款又は寄附行為
 - ロ 合併後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
 - ハ 新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
 - ニ 開設しようとする病院、法第39条第1項診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面及び免許証の写し（免許証を掲示したときは省略することができる。）

山形県知事 殿

所在地
 名称及び代表者氏名 ⑩
 所在地
 名称及び代表者氏名 ⑩

医療法人合併認可申請書

下記のとおり医療法人の合併を認可されるよう申請します。

記

1 合併前の各医療法人の名称及び主たる事務所の所在地

名 称	
主たる事務所の所在地	
名 称	
主たる事務所の所在地	

2 合併によって設立する医療法人の名称、社団、財団の別及び主たる事務所の所在地

名 称		社団・財団 の別	
主たる事務所の所在地	電話 ()		

備考

- この様式により認可申請を行うのは、新たな医療法人を設立することとなる合併の場合である。

2 次の書類を添付すること。

(1) 合併しようとする理由書

(2) 法第 57 条第 1 項又は第 3 項の経たれたことを証する書類

(3) 合併契約書の写し

(4) 申請者が法第 60 条の規定により選任された者であることを証する書面

(5) 合併前の各医療法人についての次の書類

イ 定款又は寄附行為

ロ 財産目録及び貸借対照表

(6) 合併によって設立する医療法人についての次の書類

イ 定款又は寄附行為

ロ 合併後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書

ハ 新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書

ニ 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面及び免許証の写し（免許証を提示したときは省略することができる。）

山形県知事 殿

所在地

名称及び代表者氏名

⑩

医療法人登記完了届

下記のとおり登記を完了したから届け出ます。

記

1 登記事項

--

2 登記年月日

年

月

日

備考

登記事項証明書を添付すること。

山形県知事 氏 名 殿

所在地
名称及び代表者氏名



役 員 変 更 届

下記のとおり役員の変更をしたから届け出ます。

記

1 変更した役員

役 職 名	新たに就任した役員の氏名	辞任した役員の氏名

2 変更した理由

--

3 変更年月日

年 月 日

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 役員改選を行った社員総会（理事会）の議事録の写し
- (2) 新たに就任した役員の就任承諾書及び履歴書

山形県知事 氏 名 殿

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名



特別代理人選任申請書

下記のとおり特別代理人を選任されるよう申請します。

記

1 特別代理人に選任されるべき者

住 所	
氏 名	
特別代理人に選任した理由	

2 選任を必要とする理由

--

備考 特別代理人の就任承諾書及び履歴書を添付すること。

山形県知事 殿

清算人 住所
氏名

㊟

医療法人の清算人就職届

下記のとおり就職したから届け出ます。

記

1 解散した医療法人の名称及び主たる事務所の所在地

名 称	
主たる事務所の所在地	

2 就職年月日 年 月 日

3 就職の理由

--

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 清算人の履歴書

山形県知事 氏 名 殿

清算人 住 所
氏 名

⑩

医 療 法 人 清 算 結 了 届

下記のとおり清算を完了したから届け出ます。

記

1 解散した医療法人の名称及び主たる事務所の所在地

名 称	
主たる事務所の所在地	

2 清算終了年月日 年 月 日

3 解散時の資産総額

4 解散及び清算諸費

5 残余財産の処分方法

--

年 月 日

医療法人
理事長

殿

住所
氏名

印

役員就任承諾書

私は、医療法人 〇〇〇〇の理事（理事長、常務理事、監事）に就任することを承諾します。

社団医療法人の定款例	備 考
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会定款</p> <p>第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本社は、事務所を山形県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 山形県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 山形県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 山形県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 山形県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 山形県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 山形県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>第 5 条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">〇〇看護師養成所の経営</p> <p>（基金制度を採用する場合は第 3 章に「基金」の章を追加すること。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 ・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条及び第 18 条において同じ。） ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。 ・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 18 条第 3 項及び第 19 条第 5 項において同じ。） ・本条には、法第 42 条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

第3章 社員

第6条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第4章 資産及び会計

第9条 本社の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) . . .
- (2) . . .
- (3) . . .

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第11条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

第12条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第13条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前

・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。

・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。

・社員総会のみ議決でよいこととしても差し支えないが、理事会の議決を経ることとすることが望ましい。(以下、第13条及び第16条において同じ。)

に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第 14 条 本社の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 15 条 本社の決算については、毎会計年度終了後 2 月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を山形県知事に届け出なければならない。

第 16 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第 5 章 役員

第 17 条 本会社に、次の役員を置く。

(1) 理事 ○名以上○名以内

うち理事長 1 名

(2) 監事 ○名

第 18 条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選によって定める。

3 本会社が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

・任意に 1 年間で定めても差し支えない。（法第 53 条参照）

・ 2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。

・原則として、理事は 3 名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、1 名又は 2 名でも差し支えない。（法第 46 条の 2 参照）なお、理事を 1 名又は 2 名置くこととした場合でも、社員は 3 名以上置くことが望ましい。

・病院、診療所又は介護老人保健施設を 2 以上開設する場合において、都道府県知事（2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可（以下、第 31 条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指

- 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第19条 理事長のみが本団を代表する。

- 2 理事長は本団の業務を総理する。
- 3 理事は、本団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本団の業務を監査すること。
 - (2) 本団の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを山形県知事又は社員総会に報告すること。
 - (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - (6) 本団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

- 5 監事は、本団の理事又は職員（本団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第6章 会議

第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。

定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第47条参照）

- 理事の職への再任を妨げるものではない。

第 22 条 定時総会は、毎年 2 回、○月及び○月に開催する。

第 23 条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。

2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。

3 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

4 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

第 24 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 収支予算及び決算の決定
- (5) 剰余金又は損失金の処理
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 社員の入社及び除名
- (8) 本社の解散
- (9) 他の医療法人との合併契約の締結
- (10) その他重要な事項

第 25 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第 26 条 社員総会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができ

・ 定時総会は、場合によっては年 1 回の開催としても差し支えないが、収支予算の決定と決算の決定のため年 2 回開催することが望ましい。

・ 総社員の 5 分の 1 の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

ない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第 27 条 社員は、社員総会において 1 個の議決権及び選挙権を有する。

第 28 条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 29 条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 30 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第 7 章 定款の変更

第 31 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、山形県知事の認可を得なければ変更することができない。

第 8 章 解散及び合併

第 32 条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の決議をすることができない。

3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、山形県知事の認可を受けなければならない。

第 33 条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、山形県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 34 条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 郡市区医師会又は都道府県医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
- (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの

第 35 条 本団は、総社員の同意があるときは、山形県知事の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。

第 9 章 雑則

第 36 条 本団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第 37 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

本団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

・法第 44 条第 4 項参照。

基金制度を採用する場合は、社団医療法人の定款例に、次のように「基金」の章を追加すること。

社団医療法人（基金拠出型）の定款例	備 考
<p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3章 基金</p> <p>第〇条 本社は、その財産的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。</p> <p>第〇条 本社は、基金の拠出者に対して、本社団と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。</p> <p>第〇条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。</p> <p>2 本社は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。</p> <p>(1) 基金（代替基金を含む。）</p> <p>(2) 資本剰余金</p> <p>(3) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額</p> <p>3 前項の規定に違反して本社団が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社団に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。</p> <p>5 第3項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任者を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。</p> <p>6 第2項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社団の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社団に対して返還することを請求することができる。</p>	<p>・ 特定医療法人又は社会医療法人若しくは特別医療法人は、基金制度を利用することができないため、基金拠出型法人から当該医療法人に移行する場合は、拠出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除することが必要である。</p> <p>・ 取り崩すことができない科目をすべて掲げること。</p>

第〇条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第〇条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

第4章 社員

財団医療法人の寄附行為例	備 考
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会寄附行為</p> <p style="text-align: center;">第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本財団は、事務所を山形県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 山形県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 山形県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 山形県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 山形県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 山形県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 山形県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">〇〇看護師養成所の経営</p> <p style="text-align: center;">第3章 資産及び会計</p> <p>第6条 本財団の資産は次のとおりとする。</p> <p>(1) 設立当時の財産</p> <p>(2) 設立後寄附された金品</p> <p>(3) 諸種の資産から生ずる果実</p> <p>(4) 事業に伴う収入</p> <p>(5) その他の収入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 ・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条、第5条及び第16条において同じ。） ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本財団は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。 ・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第18条第3項及び第19条第5項において同じ。） ・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

<p>2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p> <p>第7条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇〇万円</p> <p>(2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品</p> <p>(3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第8条 本財団の資産は、理事会の議決を経て定められた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第9条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第10条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。</p> <p>第11条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>第12条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を作成しなければならない。</p> <p>2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を山形県知事に届け出なければならない。</p> <p>第13条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 役員及び評議員</p> <p>第14条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。</p> <p>(1) 理事 〇名以上〇名以内 うち理事長1名</p> <p>(2) 監事 〇名</p> <p>(3) 評議員 〇名以上〇名以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。 ・理事会及び評議員会の議決を経ることとしても差し支えない。(以下、第8条、第10条、第13条及び第34条において同じ。) ・任意に1年間を定めても差し支えない。(法第53条参照) ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。 ・原則として、理事は3名以上、評議員は理事の定数を超える数を置かなければならない。理事は都道府県知事の認可を受けた場合には、1名又は2名でも差し支えない。(法第46条の2参照)
--	---

第 15 条 理事及び監事は評議員会において選任する。

2 理事長は、理事の互選によって定める。

3 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

5 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

第 16 条 理事長のみが本財団を代表する。

2 理事長は本財団の業務を総理する。

3 理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 本財団の業務を監査すること。

(2) 本財団の財産の状況を監査すること。

(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に理事に提出すること。

(4) 第 1 号又は第 2 号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを山形県知事又は評議員会に報告すること。

(5) 第 4 号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第 17 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医

- ・病院、診療所又は介護老人保健施設を 2 以上開設する場合において、都道府県知事（2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可（以下、第 31 条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えられないことができる。（法第 47 条参照）
- ・理事の職への再任を妨げるものではない。

療従事者

(2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者

(3) 医療を受ける者

(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者

2 評議員は、役員を兼ねることはできない。

第18条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第5章 会議

第19条 会議は、理事会及び評議員会の2つとする。

第20条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 理事会に出席することのできない理事は、書面により、又は他の出席理事に委任して、表決することができる。

4 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

5 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第21条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

第22条 次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 寄附行為の変更

(2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）

(3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更

(4) 収支予算及び決算の決定

(5) 剰余金又は損失金の処理

(6) 借入金額の最高限度の決定

(7) 本財団の解散

(8) 他の医療法人との合併契約の締結

(9) その他重要な事項

2 前項に掲げる事項は、評議員会の議決を要する

・総評議員の5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

ものとすることができる。

第23条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第24条 評議員は評議員会において、1個の議決権及び選挙権を有する。

第25条 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第26条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第27条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

2 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。

第6章 寄附行為の変更

第28条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、山形県知事の認可を得なければならない。

第7章 解散及び合併

第29条 本財団は、次に事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 他の医療法人との合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 設立認可の取消し

2 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、山形県知事の認可を受けなければならない。

第30条 本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済

(3) 残余財産の引渡し

第31条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、以下の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者
- (4) 郡市医師会又は都道府県医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
- (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの

第32条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、山形県知事の認可を得て、他の財団医療法人と合併することができる。

第8章 雑則

第33条 本財団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第34条 この寄附行為の施行細則は、理事会の議決を経て定める。

附 則

本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。

理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
評議員	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○

・法第44条第4項参照。

新 旧 対 照 表

新 条 文	旧 条 文
第〇条 _____ _____ 2 _____ _____ 第〇条 _____ _____ 2 (略)	第〇条 _____ _____ 2 _____ _____ 第〇条 _____ _____ 2 (略)

(注) 変更に関する条文は全文書くこと。ただし、その条文のうち変更のない項はその旨を記載のうえ省略しても差し支えないこと。

定款（寄附行為）を変更する事由

社員総会議事録記載例

医療法人〇〇会定時（臨時）社員総会議事録

- 1 日 時 平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
2 場 所 山形県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 〇〇〇〇〇 に於いて
3 出 席 者 〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、・・・・・・

（本社員総数〇名のうち、〇名出席〇名委任状提出）

本社員定款第〇〇条により〇〇 〇〇は選任されて議長となり、定款第〇〇条に規定する定款変更に必要な定足数に達したことを確認したのち、〇〇時〇〇分開会を宣し、議事に入った。

第1号議案 新病院開設の件

理事 〇〇 〇〇 は発言し、大要を次のように述べた。

「本社の事業も順調に発展している。そこで、新たに、〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に、土地〇〇㎡を購入し、鉄筋コンクリート〇階建延〇〇〇㎡〇〇〇床の病院を建築したい。その資金計画は次のとおりである。

現 金	円
〇〇銀行の融資	円
本社の内部留保金	円
<hr/>	
合 計	円
土 地 代 金	円
建 築 費	円
機械設備・備品類	円
運 転 資 金	円
そ の 他	円
<hr/>	
合 計	円

新病院の建築予定地は、最近、再開発の進展など周辺の環境の変化がめざましく、人口が急増し、医療の確保の必要性が高い。この建設規模であれば、今後の病院経営も安定的に行われるものと見込まれる。」

以上のように述べるとともに、さらに詳細な説明を行い質問に答えた。

議長は本案の承認を求めたところ一同異議なく承認された。

第2号議案 定款の一部変更承認の件

理事 〇〇 〇〇 は、前号議案の承認に従い新設病院の名称及び所在地を定款第〇〇条に加える件並びに病院の増設により、理事機構を強化するため、理事の定員を「〇～〇」名から「△～△」名に改める件、また、新病院の管理者を理事とするため、第〇〇条を変更することを説明し、議長はその案を一同に諮ったところ、異議なく承認された。

第3号議案 社員入社承認及び理事1名選任の件

理事 〇〇 〇〇 は、理事の定員増員が承認されたので、新理事を選任する必要があり、〇〇 〇〇 を推薦したいと述べた。同氏は本社の社員でないため、定款第〇〇条に規定するところにより、入社することについて社員の同意を要するので、議長は一同に諮ったところ異議なく承認され、ついで理事とすることも全員の承認を得た。

第4号議案 銀行融資申込に伴う、借入金の最高限度額及び抵当権設定の承認の件

理事 ○○ ○○ は発言し、新病院開設資金を○○銀行○○支店から融資を受けるについて、借入金の最高限度額を次のように提案した。

○億○, ○○○万円

ついで、同銀行に担保として現病院の土地、建物に抵当権を設定することに次のように提案した。

土 地 現病院の敷地 ○○○㎡

建 物 現病院の建物 鉄筋コンクリート○階建延○○○㎡

議長はこれを一同に諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

第5号議案 新病院の管理者選任の件

理事 ○○ ○○ は発言し、新たに開設する病院の管理者に、○○ ○○ 氏を選任したい旨を述べた。

議長はこれを一同に諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

第6号議案 本社の事業計画及び予算の変更設定の件

理事 ○○ ○○ は発言し、新病院開設計画に伴い、初年度及び次年度の事業計画及びこれに伴う予算を別紙のように設定したいと述べ、計画案、予算案を一同に配布した。

議長はこれを一同に諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

以上をもって、本日の議事を終了したので議長は閉会を宣した。(○○時○○分)

本日の決議を確認するため出席者全員が署名捺印する。

社 員 (理 事 長)	○○	○○	印
〃 (理 事)	○○	○○	印
〃 (〃)	○○	○○	印
〃 (〃)	○○	○○	印
〃 (〃)	○○	○○	印
〃 (〃)	○○	○○	印
〃	○○	○○	印
〃	○○	○○	印

(作成上の注意)

本議事録は参考例であり、これに準じて議事の経過の概要及び結果を明確に記載すること。

新たに開設しようとする病院（診療所・介護老人保健施設）の概要

名 称						
所 在 地	電話					
所轄保健所						
診療科目						
病 床 数	一 般	療 養	精 神	感 染 症	結 核	合 計
	床	床	床	床	床	床
管 理 者	氏 名	(年 月 日生)				
	医 籍	第	号 (年 月 日登録)			
	歯科医籍	第	号 (年 月 日登録)			
職 員 数	職 種	常 勤	非常勤	職 種	常 勤	非常勤
	医 師			臨 床 工 学 技 士		
	歯 科 医 師			理 学 療 法 士		
	薬 剤 師			作 業 療 法 士		
	看 護 師			視 能 訓 練 士		
	准 看 護 師			義 肢 装 具 士		
	助 産 師			歯 科 衛 生 士		
	栄 養 士			歯 科 技 工 士		
	診療放射線技師			看 護 補 助 者		
	診療エックス線技師			事 務 員		
	臨床検査技師			そ の 他		
衛生検査技師			合 計			
敷 地	面積	m ² (うち自己所有		m ² /賃借		m ²)
建 物	構 造	造 建				
	建築面積	m ²				
	延床面積	m ² (うち自己所有		m ² /賃借		m ²)
主な施設の 面積等	・病棟	内科	室	床	m ²	
		外科	室	床	m ²	
		⋮				
	・診察室	内科	m ²	外科	m ²	
		⋮				
	・処置室	内科	m ²	外科	m ²	
		⋮				
・手術室	第 1	m ²	第 2	m ²		
	⋮					
・臨床検査施設	m ² (室)					

新たに開設しようとする疾病予防運動施設の概要

名 称						
所 在 地	電話					
所轄保健所						
附置診療所	名 称			管理者氏名		
	所在地			医籍登録番号		
施設責任者	氏名	資格等		登録番号		
職 員 数	職 種	常 勤	非常勤	職 種	常 勤	非常勤
	健康運動指導士			事 務 員		
	ヘルスケア・トレーナー			そ の 他		
	スポーツプログラマー2種					
	その他の運動指導者			合 計		
敷 地	面積 m^2 (うち自己所有 m^2 /賃借 m^2)					
建 物	構 造 造 建					
	建築面積 m^2					
	延床面積 m^2 (うち自己所有 m^2 /賃借 m^2)					
設 備	1. 有酸素運動を行わせるための設備 2. 筋力トレーニングその他の補強運動を行わせるための設備 3. 体力を測定するための機器 4. 最大酸素摂取量を測定するための機器 5. 応急の手当てを行うための設備					
運 営 方 法	1. 運動指導及び保健指導の内容 2. 附置される診療所が行う施設利用者に対する医学的な管理の内容 3. 継続的な利用者に対するサービスの内容					

備考

- (1) 非常勤の職員数は実人数とすること。(常時換算する必要はない。)
- (2) 次の書類を添付すること。
 - ① 施設周辺の概略図・・・最寄りの駅、主要道路、目標を記入すること。
 - ② 敷地図(地籍図)・・・抛出と借地がある場合や抛出者、賃貸人が複数いる場合は、朱線等で明確に区分すること。
 - ③ 建物平面図・・・縮尺は任意とするが、見やすいものであること。
抛出と借地がある場合や抛出者、賃貸人が複数いる場合は、朱線等で明確に区分すること。
 - ④ 土地・建物を賃借する場合は、その契約書の写し及び登記事項証明書

開設しようとする疾病予防温泉利用施設の概要

名 称						
所 在 地	電話					
所轄保健所						
附置診療所	名 称			管理者氏名		
	所在地			医籍登録番号		
施設責任者	氏名	資格等		登録番号		
職 員 数	職 種	常 勤	非常勤	職 種	常 勤	非常勤
	保 健 師			健康運動指導士		
	助 産 師			その他の運動指導者		
	看 護 師			事 務 員		
	准 看 護 師			そ の 他		
	入 浴 指 導 者			合 計		
敷 地	面積 m^2 (うち自己所有 m^2 /賃借 m^2)					
建 物	構 造 造 建					
	建築面積 m^2					
	延床面積 m^2 (うち自己所有 m^2 /賃借 m^2)					
設 備	1. 保健指導を行うための設備 2. 入浴を適切に行わせるための設備 3. 有酸素運動を行わせるための設備 4. 補強運動を行わせるための設備 5. 体力を測定するための機器 6. 最大酸素摂取量を測定するための機器 7. 応急の手当てを行うための設備					
運 営 方 法	1. 運動指導及び保健指導の内容 2. 医療機関との提携の内容 3. 継続的な利用者に対するサービスの内容					

備考

- (1) 非常勤の職員数は実人数とすること。(常時換算する必要はない。)
- (2) 次の書類を添付すること。
 - ① 提携医療機関との契約書の写し
 - ② 施設周辺の概略図…最寄りの駅、主要道路、目標を記入すること。
 - ③ 敷地図(地籍図)…抛出と借地がある場合や抛出者、賃貸人が複数いる場合は、朱線等で明確に区分すること。
 - ④ 建物平面図…縮尺は任意とするが、見やすいものであること。
 抛出と借地がある場合や抛出者、賃貸人が複数いる場合は、朱線等で明確に区分すること。
 - ⑤ 土地・建物を賃借する場合は、その契約書の写し及び登記事項証明書

変更後２年間の事業計画

1 初年度（平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日： か月）

2 次年度（平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日）

備考

- (1) 当該年度に行おうとする建物増改築計画、物品購入計画、病床計画、資金及び債務の弁済計画、職員採用計画等を簡条書きすること。
- (2) 収支予算書と一致させること。

変更後2年間の収支予算書

1 収入予算額総括表（法人全体）

（単位：千円）

科 目	初 年 度	次 年 度	対事業収益比（%）	
			初年度	次年度
事業収益			100.0	100.0
本部事業				
病院事業				
診療所事業				
介護老人保健施設事業				
附帯事業				
〇〇事業				
事業外収益				
借入金				
拠出金				
前年度繰越金				
計				

2 支出予算額総括表（法人全体）

（単位：千円）

科 目	初 年 度	次 年 度	対事業収益比（%）	
			初年度	次年度
事業費用				
本部事業				
病院事業				
診療所事業				
介護老人保健施設事業				
附帯事業				
〇〇事業				
事業外費用				
施設整備費				
設備整備費				
借入金元金返済				
法人税等				
翌年度繰越金				
計				

3 病院（診療所）事業

初（次）年度（平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日）

（単位：人）

	1 日 平 均	1 ヶ 月 平 均	1 年
入院患者数			
外来患者数			

備考 入院患者数（1年）＝入院患者数（1日平均）×365（366）日

外来患者数（1年）＝外来患者数（1ヶ月平均）×12

（収 入）

（単位：千円）

科 目	金 額	内 容 説 明
医 業 収 益		
入 院 収 益		
自 費 収 益	平均	円×年間 人
社会保険等収益	平均	円×年間 人
室料差額収益	平均	円×年間 人
外 来 収 益		
自 費 収 益	平均	円×年間 人
社会保険等収益	平均	円×年間 人
そ の 他		
医 業 外 収 益		
受 取 利 息		預託金の利息
そ の 他		従業員、付添人などの給食収入等
借 入 金		銀行などからの借入金
抛 出 金		
（前年度繰越金）		
計		

備考

- (1) 施設ごとに作成すること。
- (2) 事業計画と一致させること。
- (3) 自賠法及び労災法による診療収益は、自費収益に入れること。
- (4) 収益については、初年度は抛出金があるが、次年度にはこれがなく（抛出があれば別）、代わりに前年度繰越金が入る。
- (5) 資金の範囲は、原則として現金、預金及び短期金銭債権債務とする。
- (6) 収入・支出とも必要に応じ加除して差し支えない。
- (7) 初年度・次年度の2年度分必要である。

(支 出)

(単位：千円)

科 目	金 額	内 容 説 明
医 業 費 用		
給 与 費		(内訳別紙)
職 員 給 与		
退 職 金		
法 定 福 利 費		
材 料 費		
医 薬 品 費		
給 食 用 材 料 費		
診 療 材 料 費		
医 療 消 耗 備 品 費		
経 費		
福 利 厚 生 費		福利施設負担額など法定外福利費
旅 費 交 通 費		業務のための出張旅費
職 員 被 服 費		従業員に支給又は貸与する白衣等
通 信 費		電話料、郵便料金等
消 耗 品 費		事務用品費等
会 議 費		諸会議費等
光 熱 水 費		電気料、ガス料、水道料、重油代等
修 繕 費		有形固定資産の修繕料
賃 借 料		土地、建物等の賃借料、設備、器械の使用料等
保 険 料		火災保険料等
交 際 費		接待費及び慶弔など交際に要する費用
租 税 公 課		固定資産税等税法上損金算入されるもの等
そ の 他		
委 託 費		委託した業務の対価としての費用
研 究 研 修 費		学会、講習会等の費用
本 部 費		病院（診療所）の負担に属する本部費用
役 員 報 酬		病院（診療所）の負担に属する役員報酬（内訳別紙）
医 業 外 費 用		
支 払 利 息		
そ の 他		
施 設 整 備 費		
設 備 整 備 費		
借 入 元 金 返 済		
法 人 税 等		
翌 年 度 繰 越 金		
計		

4 介護老人保健施設事業

初(次)年度(平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)

(単位:人)

	1 日 平 均	1 ヶ 月 平 均	1 年
入所者数			
通所者数			

備考 入所者数(1年) = 入所者数(1日平均) × 365 (366) 日

通所者数(1年) = 通所者数(1ヶ月平均) × 12

(収 入)

(単位:千円)

科 目	金 額	内 容 説 明
施設運営事業収益		
入所者施設療養費収益		平均 円×年間 人
デイ・ケア施設療養費収益		平均 円×年間 人
室料差額収益		平均 円×年間 人
入所者利用料収益		平均 円×年間 人
通所者等利用料収益		平均 円×年間 人
その他の		
施設運営事業外収益		
受取利息		預託金の利息
その他の		従業員、付添人などの給食収入等
借入金		銀行などからの借入金
拠出金		
(前年度繰越金)		
計		

備考

- (1) 施設ごとに作成すること。
- (2) 事業計画と一致させること。
- (3) 収入については、初年度は拠出金があるが、次年度にはこれがなく(出資があれば別)、代わりに前年度繰越金が入る。
- (4) 資金の範囲は、原則として現金、預金及び短期金銭債権債務とする。
- (5) 収入・支出とも必要に応じ加除して差し支えない。
- (6) 初年度・次年度の2年度分必要である。

(支 出)

(単位：千円)

科 目	金 額	内 容 説 明
施設運営事業費用		
給 与 費		(内訳別紙)
職 員 給 与		
退 職 金		
法 定 福 利 費		
材 料 費		
医 薬 品 費		
給 食 用 材 料 費		
施設療養材料費		
施設療養消耗備品費		
経 費		
福 利 厚 生 費		福利施設負担額など法定外福利費
旅 費 交 通 費		業務のための出張旅費
職 員 被 服 費		従業員に支給又は貸与する白衣等
通 信 費		電話料、郵便料金等
消 耗 品 費		事務用品費等
会 議 費		諸会議費等
光 熱 水 費		電気料、ガス料、水道料、重油代等
修 繕 費		有形固定資産の修繕料
賃 借 料		土地、建物等の賃借料、設備、器械の使用料等
保 険 料		火災保険料等
交 際 費		接待費及び慶弔など交際に要する費用
租 税 公 課		固定資産税等税法上損金算入されるもの等
そ の 他		
委 託 費		委託した業務の対価としての費用
研 究 研 修 費		学会、講習会等の費用
本 部 費		介護老人保健施設の負担に属する本部費用
役 員 報 酬		介護老人保健施設の負担に属する役員報酬
施設運営事業外費用		
支 払 利 息		
そ の 他		
施設整備費		
設備整備費		
借入元金返済		
法人税等		
翌年度繰越金		
計		

職 員 給 与 費 内 訳 書

初（次）年度（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

（単位：千円）

職 種	常 勤 (人)	1人当たり の月額給与	月額給与計	年額給与計	年間賞与	年 間 計
	非常勤 (人)					
	計 (人)					
医 師						
	計					
歯科医師						
	計					
薬 剤 師						
	計					
看 護 師						
	計					
准看護師						
	計					
助 産 師						
	計					
栄 養 士						
	計					
⋮						
合 計						
	計					

備考

- (1) 職種は、前記の「開設しようとする病院（診療所・介護老人保健施設・附帯業務事業所）の概要」の「職員数」の「職種」の区分によること。
- (2) 1人当たりの月額給与は、月額給与計を人数で除したものでよい。

年 月 日

医療法人
理事長

殿

住所
氏名

印

管 理 者 就 任 承 諾 書

平成 年 月 日開催の医療法人 会の社員総会において、医療法人 が
開設しようとする医療法人 会 病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者に選任され、その就
任を承諾します。

原 本 証 明 書

次に掲げる書類の写しは、原本と相違ないことを証明する。

- (1) 不動産賃貸借契約書
- (2) 医師（歯科医師）免許証
- (3)

・
・
・

平成 年 月 日

医療法人
理事長

Ⓜ

様式 1

事 業 報 告 書
(自 平成〇〇年〇〇月〇〇日 至 平成〇〇年〇〇月〇〇日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 団〇〇会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 山形県〇〇郡(市) 〇〇町〇丁目〇番〇号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- (4) 設立登記年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	〇〇 〇〇	
理 事	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	〇〇病院管理者
同	〇〇 〇〇	〇〇病院管理者
同	〇〇 〇〇	〇〇診療所管理者
同	〇〇 〇〇	介護老人保健施設〇〇園管理者
監 事	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	
評 議 員	〇〇 〇〇	医師 (〇〇医師会会長)
同	〇〇 〇〇	経営有識者 (〇〇経営コンサルタント代表)
同	〇〇 〇〇	医療を受ける者 (〇〇自治会長)

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	〇〇病院	山形県〇〇郡（市）〇〇町〇丁目 〇番〇号	一般病床 〇〇〇床 療養病床 〇〇〇床 [医療保険 〇〇床] [介護保険 〇〇〇床] 精神病床 〇〇床 感染症病床 〇〇床 結核病床 〇〇床
診療所	〇〇診療所 【〇〇市（町、村） から指定管理者 として指定を受 けて管理】	山形県〇〇郡（市）〇〇町〇丁目 〇番〇号	一般病床 〇〇床 療養病床 〇〇床 [医療保険 〇〇床] [介護保険 〇〇床]
介護老人 保健施設	〇〇園	山形県〇〇郡（市）〇〇町〇丁目 〇番〇号	入所定員 〇〇〇名 通所定員 〇〇名

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーション〇〇	山形県〇〇郡（市）〇〇町〇丁目 〇番〇号	
〇〇在宅介護支援センター 【〇〇市（町、村）から委託を 受けて管理】	山形県〇〇郡（市）〇〇町〇丁目 〇番〇号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
駐車場業	山形県〇〇郡（市）〇〇町〇丁目 〇番〇号	
料理品小売業	山形県〇〇郡（市）〇〇町〇丁目 〇番〇号	

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年度決算の決定
平成〇〇年〇〇月〇〇日	定款の変更
平成〇〇年〇〇月〇〇日	社員の入社及び除名
平成〇〇年〇〇月〇〇日	理事、監事の選任、辞任の承認
平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年度の事業計画及び収支予算の決定
〃	平成〇〇年度の借入金額の最高限度額の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

平成〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇病院開設許可（平成〇〇年開院予定）
平成〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇診療所開設
平成〇〇年〇〇月〇〇日	訪問看護ステーション〇〇開設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

平成〇〇年〇〇月〇〇日	公害健康被害の補償等に関する法律の公害医療機関
平成〇〇年〇〇月〇〇日	小児救急医療拠点病院
平成〇〇年〇〇月〇〇日	エイズ治療拠点病院

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(7) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式 2

法人名 _____
 所在地 _____

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

財 産 目 録
 (平成 年 月 日現在)

1. 資 産 額 ××× 千円
 2. 負 債 額 ××× 千円
 3. 純 資 産 額 ××× 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	×××
B 固 定 資 産	×××
C 資 産 合 計 (A+B)	×××
D 負 債 合 計	×××
E 純 資 産 (C-D)	×××

- (注) 1. 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。
 2. ※印は、記入しないでください。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-1

法人名 _____
所在地 _____

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

貸借対照表 (病院又は介護老人保健施設)
(平成 年 月 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	×××	I 流動負債	×××
現金及び預金	×××	支払手形	×××
事業未収金	×××	買掛金	×××
有価証券	×××	短期借入金	×××
たな卸資産	×××	未払金	×××
前渡金	×××	未払費用	×××
前払費用	×××	未払法人税等	×××
繰延税金資産	×××	未払消費税等	×××
その他の流動資産	×××	繰延税金負債	×××
II 固定資産	×××	前受金	×××
1 有形固定資産	×××	預り金	×××
建物	×××	前受収益	×××
構築物	×××	〇〇引当金	×××
医療用器械備品	×××	その他の流動負債	×××
その他の器械備品	×××	II 固定負債	×××
車両及び船舶	×××	医療機関債	×××
土地	×××	長期借入金	×××
建設仮勘定	×××	繰延税金負債	×××
その他の有形固定資産	×××	〇〇引当金	×××
2 無形固定資産	×××	その他の固定負債	×××
借地権	×××	負債合計	×××
ソフトウェア	×××	純資産の部	
その他の無形固定資産	×××	科 目	金 額
3 その他の資産	×××	I 資本剰余金	×××
有価証券	×××	II 利益剰余金	×××
長期貸付金	×××	1 代替基金	×××
役員等長期貸付金	×××	2 その他利益剰余金	×××
長期前払費用	×××	〇〇積立金	×××
繰延税金資産	×××	繰越利益剰余金	×××
その他の固定資産	×××	III 評価・換算差額等	×××
資産合計	×××	その他有価証券評価差額金	×××
		繰延ヘッジ損益	×××
		IV 基金	×××
		純資産合計	×××
		負債・純資産合計	×××

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. ※印は、記入しないでください。
4. この様式は、平成19年4月1日以後に設立申請を行い設立された医療法人又はそれ以前に設立された医療法人で、医療法第44条第5項の規定にかかる定款(寄附行為)の変更認可申請を行い、法第50条第1項の認可を受けた医療法人(以下「新法の医療法人」という)が使用します。

様式3-2

法人名 _____
所在地 _____

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

貸借対照表（病院又は介護老人保健施設）
（平成 年 月 日現在）

（単位：千円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	×××	I 流動負債	×××
現金及び預金	×××	支払手形	×××
事業未収金	×××	買掛金	×××
有価証券	×××	短期借入金	×××
たな卸資産	×××	未払金	×××
前渡金	×××	未払費用	×××
前払費用	×××	未払法人税等	×××
繰延税金資産	×××	未払消費税等	×××
その他の流動資産	×××	繰延税金負債	×××
II 固定資産	×××	前受金	×××
1 有形固定資産	×××	預り金	×××
建物	×××	前受収益	×××
構築物	×××	〇〇引当金	×××
医療用器械備品	×××	その他の流動負債	×××
その他の器械備品	×××	II 固定負債	×××
車両及び船舶	×××	医療機関債	×××
土地	×××	長期借入金	×××
建設仮勘定	×××	繰延税金負債	×××
その他の有形固定資産	×××	〇〇引当金	×××
2 無形固定資産	×××	その他の固定負債	×××
借地権	×××	負債合計	×××
ソフトウェア	×××	純資産の部	
その他の無形固定資産	×××	科 目	金 額
3 その他の資産	×××	I 資本金	×××
有価証券	×××	II 資本剰余金	×××
長期貸付金	×××	III 利益剰余金	×××
役員等長期貸付金	×××	〇〇積立金	×××
長期前払費用	×××	繰越利益剰余金	×××
繰延税金資産	×××	IV 評価・換算差額等	×××
その他の固定資産	×××	その他有価証券評価差額金	×××
資産合計	×××	繰延ヘッジ損益	×××
		純資産合計	×××
		負債・純資産合計	×××

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. ※印は、記入しないでください。
3. この様式は、平成19年4月1日以前に設立された法人又はそれ以前に設立認可申請をし、平成19年4月1日以後に設立認可を受けた法人で、持分の定めのある医療法人社団(以下「経過措置型医療法人」という)が使用します。

様式 3-3

法人名 _____
所在地 _____

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

貸借対照表 (診療所)
(平成 年 月 日現在)

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	×××	I 流動負債	×××
II 固定資産	×××	II 固定負債	×××
1 有形固定資産	×××	負債合計	×××
2 無形固定資産	×××	純資産の部	
3 その他の資産	×××	科 目	金 額
		I 資本剰余金	×××
		II 利益剰余金	×××
		1 代替基金	×××
		2 その他利益剰余金	×××
		III 評価・換算差額等	×××
		IV 基本金	×××
		純資産合計	×××
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

- (注) 1. ※印は、記入しないでください。
2. この様式は、「新法の医療法人」が使用します。

様式 3 - 4

法人名 _____
 所在地 _____

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

貸借対照表 (診療所)
 (平成 年 月 日現在)

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	×××	I 流 動 負 債	×××
II 固 定 資 産	×××	II 固 定 負 債	×××
1 有 形 固 定 資 産	×××	負 債 合 計	×××
2 無 形 固 定 資 産	×××	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	×××	科 目	金 額
		I 資 本 金	×××
		II 資 本 剰 余 金	×××
		III 利 益 剰 余 金	×××
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	×××
		純 資 産 合 計	×××
資 産 合 計	×××	負 債 ・ 純 資 産 合 計	×××

- (注) 1. ※印は、記入しないでください。
 2. この様式は、「経過措置型医療法人」が使用します。

法人名 _____
 所在地 _____

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

損益計算書(病院又は介護老人保健施設)

(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		
(1)事業費	×××	
(2)本部費	×××	×××
本来業務事業利益		×××
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
附帯業務事業利益		×××
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
収益業務事業利益		×××
事業利益		×××
II 事業外収益		
受取利息	×××	
その他の事業外収益	×××	×××
III 事業外費用		
支払利息	×××	
その他の事業外費用	×××	×××
経常利益		×××
IV 特別利益		
固定資産売却益	×××	
その他の特別利益	×××	×××
V 特別損失		
固定資産売却損	×××	
その他の特別損失	×××	×××
税引前当期純利益		×××
法人税・住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
当期純利益		×××

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
 3. ※印は、記入しないでください。

様式4-2

法人名 _____
 所在地 _____

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

損益計算書（診療所）

（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）

（単位：千円）

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	×××
2 事業費用	×××
本来業務事業利益	×××
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	×××
2 事業費用	×××
附帯業務事業利益	×××
事業利益	×××
II 事業外収益	×××
III 事業外費用	×××
経常利益	×××
IV 特別利益	×××
V 特別損失	×××
税引前当期純利益	×××
法人税等	×××
当期純利益	×××

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。
 3. ※印は、記入しないでください。

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 殿

私（注1）は、医療法人〇〇会の平成〇〇会計年度（平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人〇〇会

監事 〇〇 〇〇 印

監事 〇〇 〇〇 印

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。